日本語仮訳

専利・商標審査第15次五カ年計画

専利及び商標審査業務の質の高い発展を推進するため、『知識財産権強国建設綱要（2021～2035年）』及び『知識財産権の保護及び運用に関する第15次五カ年計画』に基づき、本計画を制定する。

一、全般的要請

習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想を指針とすることを堅持し、中国共産党第20回全国代表大会及び第20期中央委員会の各回全体会議の精神を真摯に貫徹し、知識財産権業務に関する習近平総書記の重要な指示及び指導の精神を深く貫徹・実施し、政治機関、経済部門及び専門部門としての位置付けをしっかりと把握し、知識財産権分野の改革を継続的に深化させ、質の高い審査によってハイレベルな科学技術イノベーションをより一層促進し、高水準の市場システムの構築をより一層推進し、ハイレベルな対外開放により良く寄与することにより、中国式現代化の実現を力強く支える。

品質第一を堅持し、仕組み、技術及びプロセスの変革によって品質向上を促進し、専利及び商標審査業務の品質を実効的に向上させるとともに、業務量が適正に推移するよう促さなければならない。改革・イノベーションを堅持し、質の高い発展に適応する審査制度・規則及び審査管理体系を整備する。発展への寄与を堅持し、審査政策と産業発展との連携を強化し、基幹的なコア技術の難関攻略を支援し、良好なビジネス環境の整備に寄与する。体系的な連携を堅持し、専利審査と商標審査を協調して推進する仕組みを強化し、専利・商標審査政策体系を最適化し、専利及び商標の審査管理の一貫性を高める。技術による能力強化を堅持し、人工知能技術の活用を深化させ、人工知能と審査の各段階との深い融合を推進し、人間とAIが協働する新たなスマート審査モデルを構築する。

2030年までに、中国の特色を備えた世界水準の一流の専利・商標審査機関をおおむね確立し、審査制度を一層整備し、審査品質を顕著に向上させ、発展を一層力強く支援し、国際協力を継続的に深化させ、審査能力を世界トップレベルに引き上げる。

二、専利審査の主要任務

（一）専利審査制度及び規則の継続的な整備

1．専利審査に関する法制度を整備する。専利法及びその実施細則の施行効果を継

続的に注視・評価し、専利法及びその実施細則並びに専利審査指南の改正に関する調査研究及び検討を行い、専利法制度の次期改正・整備に向けた基礎を築く。中国の専利法制度と『環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定』(CPTPP)等の国際的な高水準の経済・貿易ルールとの連携を強化し、専利優先権、新規性喪失の例外、遅延審査等の制度の整備について研究する。

2. 専利審査の基準及び規則を整備する。ビッグデータ、人工知能、遺伝子技術等の新興分野における専利審査基準を適時に整備し、専利出願政策に関する解説及び指導事例を策定・公表し、生物育種、グリーン・低炭素等の重点分野における専利審査基準の整備について研究する。中医薬に関する専利審査の仕組みを整備する。図面により意匠の内容を明らかにするための意匠専利審査規則を研究・制定する。秘密保持を要する出願及び秘密保持審査に関する政策の整備を模索する。専利審査実務と審査基準の整備との連動を強化する。

コラム１　新興分野の専利審査規則整備プロジェクト

新興分野の発展ニーズを踏まえ、関連する専利審査規則を継続的に整備する。人工知能支援発明における当業者の定義及び先行技術の範囲、人工知能生成発明における発明者の地位及び専利性、専利出願における人工知能の使用に関する申告制度等について研究し、専利審査指南及び『AI 関連発明専利出願ガイドライン（試行)』を適時に改正する。標準必須専利の審査政策を整備し、標準必須専利等の分野における審査メカニズムの構築及び関連分野での試行事業の実施を模索する。標準関連専利のテーマ別データベースの構築について研究する。仮想現実、拡張現実等のデジタル分野における意匠保護の対象を研究し、グラフィカルユーザーインターフェースの提出規則を適時に調整する。

（二）専利審査管理体系の整備

3. 専利審査業務の管理メカニズムを整備する。後段階審査による前段階審査への業務指導及び品質フィードバックを強化し、専利審査の協力メカニズムを整備する。専利審査プロセスの再構築に関する研究を強化し、発明専利出願に関する事前調査報告書の提供を検討し、審査手続を最適化する。「AI＋」審査業務管理メカニズムを構築する。

4. 産業と連携する審査メカニズムを構築する。専利審査と産業発展との政策連携及び業務連動を強化し、技術分野別審査の仕組みを革新・拡充する。専利審査に関する社会からのフィードバック体制を整備し、より広範かつ柔軟な産業連絡メカニズム及び社会意見フィードバックメカニズムを構築する。重大専利案件の合同審査メカニ

ズムの構築を模索する。

（三）専利審査品質の全面的な向上

5．専利出願の品質を源流から規律する。信義誠実の原則が専利出願行為を規律する機能を全面的に実行に移す。業界の自主規律及び適切な方向付けを強化し、政策面の保障を充実させ、出願人及び代理機関による専利出願行為の適正化を促し、専利出願の品質を向上させる。信義誠実の原則に違反する専利出願の点検及び処理を継続的に実施し、データ・情報共有メカニズムを構築する。専利の産業化の見通しを中核とする専利出願前評価制度の構築について研究する。

コラム２　専利品質連携向上プロジェクト
専利審査と出願代理、予備審査・保護、実用化・活用等の各段階との協調的な発展を強化する。専利代理との業務交流及び事例検討を強化し、専利代理師の業務能力を高める。予備審査の品質管理を強化し、予備審査基準を規範化し、品質連携保証体系を構築する。予備審査業務の指導及び能力向上を着実に行い、国家レベルの知識財産権保護センター及び迅速権利保護センターの能力構築を支援する。信義誠実の原則に違反する専利出願行為に対する懲戒を強化する。

6．専利審査の品質管理及び評価を強化する。同一分野の品質管理メカニズムを整備し、品質管理の実効性を高める。品質保証の重点を前段階に移し、プロセスの最適化によって品質向上を促進する。審査品質の監督・評価体系を整備し、多角的に審査品質管理を充実させる。再審・無効業務の品質及び効率の向上を継続的に推進する。実用新案専利の審査品質を継続的に向上させ、意匠の国際出願の審査を着実に行う。

7．専利審査業務の指導を強化する。審査業務指導メカニズムを最適化し、集中的なテーマ別指導、随時の個別案件指導等の柔軟かつ効果的な指導方式を整備する。新興分野、基幹的なコア技術及びその他の重点分野を対象として、審査基準の適用指導を行う。審査業務指導と審査実務及び基準改正との双方向の連携を強化する。即時対応型の審査業務相談プラットフォームを構築し、難題解決の適時性を高める。

コラム３　専利の再審・無効業務の品質・効率向上プロジェクト
後段階審査による前段階審査への業務指導及び品質フィードバックを強化し、再審・無効の代表事例による指導メカニズムを整備し、再審・無効業務が審査基準の構築において果たす重要な役割を十分に発揮させ、同一分野における後段階審査から前段階審査への業務指導メカニズムを整備する。専利無効手続を濫用する行為に対する規制を継続的に強化する。侵害判定業務と専利権の権利確定との連携を着実に行う。

無効手続と、医薬品専利紛争早期解決メカニズムに係る行政裁決及び重大専利権侵害紛争に係る行政裁決との協調・連動メカニズムを整備する。司法機関との意思疎通を強化する。再審・無効業務に関する国際交流・協力を深化させる。

8．専利文献資源の基盤強化及び効率向上を図る。文献データ資源のローカル化及び安全化を加速し、文献資源の配置を最適化する。専利文献及び分類に関する国際規則の調整及び改正に深く参画する。文献サービスと専利審査との深い融合を推進する。

（四）経済・社会のイノベーション及び発展のニーズへの対応

9．専利のニーズ対応型審査を全面的に推進する。重点に焦点を当て、迅速に対応し、効率的に連携するニーズ対応型審査業務体系を構築・整備し、イノベーション主体に迅速審査、優先審査、遅延審査、集中審査等のニーズに応じた審査サービスを提供する。新興分野に焦点を当て、ニーズ対応型審査の運用メカニズムを整備する。審査迅速化ルートを拡充し、イノベーション主体のニーズに継続的に応える。

10．専利審査資源の配置を最適化する。産業発展に適応する審査分野の最適化メカニズムを整備し、案件の統括管理を強化し、案件配分メカニズムを最適化し、審査期間を差別化して管理するメカニズムを整備する。審査資源の配分調整を強化し、各種審査モデルの保障メカニズムを整備する。発明専利の審査期間について、同一の審査制度の下で世界の主要な専利審査機関をリードする水準を維持する。

三、商標審査の主要任務

（五）商標審査制度及び規則の継続的な整備

11．商標審査に関する法令を一層整備する。改正後の商標法の施行を着実に進め、商標法実施条例の改正作業を全力で推進する。改正後の商標法及びその実施条例の適用効果を継続的に注視し、施行過程で生じた問題を適時に分析し、フォローアップする。

12．商標審査政策を継続的に整備する。商標法及びその実施条例の改正に対応し、商標審査に関する部門規章及び規範性文書の制定・改正作業を完了する。新たに追加される商標類型の受理基準及び審査基準を検討する。商標審査政策とマクロ経済政策及び産業政策との連携を強化し、社会公共の利益、重要な地域発展戦略及び重点産業の発展に関する商標審査政策の整備・提供を充実させる。

（六）商標審査体系の構築強化

13．商標審査の協力メカニズムを最適化する。業務指導・連絡メカニズムを最適化し、審査協力業務の評価体系を整備し、インセンティブ、競争、監督及び責任に関す

る各メカニズムを改善し、全工程にわたる監督管理及びリスク防止・管理を推進し、管理能力及び業務能力を継続的に向上させる。

14. 商標の審査・決裁メカニズムの改革を深化させる。商標登録審査を中央政府の権限事項とする要請を一層徹底し、商標の審査・決裁メカニズムの改革を深化させ、責任を着実に履行させ、審査の各段階における責任配分を最適化し、審査・決裁規則を整備し、審査基準の運用の一貫性を高める。

15. 多様な商標審査モデルの革新を模索する。迅速審査、申請に基づく審査保留等の審査モデルを一層整備する。商標登録出願の意図承諾制度の適用を拡大し、適法かつ誠実な主体の立証負担を軽減する。異議及び評審の審査業務制度を整備する。「AI＋ビッグデータ」による新たな審査モデルの構築を模索する。

16. 恒常的な意思疎通、交流及び意見フィードバックのメカニズムを構築する。経済・産業主管部門、業界団体及び学術研究機関との商標審査に関する意思疎通・交流メカニズムを構築する。商標審査と新興分野の産業発展との政策連携及び業務連動を推進する。地方の商標審査協力センターと地方の知識財産権部門、地域の重点企業及び重点業界との連携強化を奨励する。オンライン及びオフラインの意思疎通・フィードバックルートを拡充する。

（七）商標審査の品質及び効率の向上

17. 商標登録出願の品質を向上させる。登録出願、異議及び評審の方式審査業務の統合に関する研究を強化する。商標オンライン出願システムの機能モジュールを最適化・整備し、出願品質を厳格に確保する。地理的表示として登録出願される団体商標及び証明商標の出願品質の向上を一層促し、活用を重視する方針を強化する。

コラム４　団体商標及び証明商標の審査品質・効率向上プロジェクト
団体商標及び証明商標の審査基準を継続的に整備し、団体商標及び証明商標制度の機能を発揮させ、特色が鮮明で、競争力が高く、市場での信用が良好な産業クラスター・ブランド及び地域ブランドを創出する。団体商標又は証明商標として登録出願される地理的表示を厳格に審査し、地理的表示に関する史料の検証を強化し、地理的表示の名称、保護対象地域の範囲画定等の認定要素を統一的に規範化し、地理的表示製品の審査基準との調整及び統一を推進する。

18. 審査業務管理の精緻化水準を高める。データ収集並びに分析及び活用を強化し、商標登録出願件数を科学的に予測する能力及び審査業務量を動的に調整する水準を高める。案件配分の制度化を堅持し、全工程における案件の無作為配分及び個別案件

の配分調整の規範性・透明性を確保する。審査業務の配分、審査資源の配分調整及び審査期間管理の協調・連動を最適化する。品質保証体系、業務指導体系、リスク防止・管理体系及び研修・考課体系の構築を強化する。新技術の利用場面における商標審査プロセスの最適化を一層検討する。商標データガバナンス体系を整備し、データと業務の協調的な最適化を促進し、商標データ資源の価値を継続的に掘り起こす。

19. 品質保証体系を強化する。全工程の品質保証に対する統括を強化し、各段階の協調・連動を強化する。内部及び外部の品質評価フィードバックを統括し、全工程を網羅する審査品質の検査・評価メカニズムを整備する。

コラム５　商標審査品質向上プロジェクト
商標に関する法律知識及び審査政策の周知を強化し、質の高い商標出願へと導く。全業務プロセスの品質管理メカニズムを継続的に最適化し、品質管理分野におけるスマート技術の活用を推進する。審査品質の監督・評価体系を整備し、品質評価指標を充実させる。審査品質に関する苦情処理を一層規範化する。前工程及び後工程の審査間における業務上の連携、品質フィードバック及び統計分析を強化する。

（八）経済・社会の質の高い発展への寄与

20. 商標・ブランドの発展を後押しする審査業務の方向性を強化する。商標・ブランドの育成を支援し、特色が鮮明で、競争力が高く、市場での信用が良好な商標・ブランドを法に基づき登録査定し、実体経済及び民営経済の発展を支援する。地理的表示として登録出願された一定数の団体商標及び証明商標を法に基づき登録査定し、地域経済及び特色ある産業の発展を支援する。登録商標の使用を重視する方針を一層強化し、商標資源の合理的な配置を促す。商標の馳名性について法に基づき認定を行い、馳名商標の保護を着実に強化し、誠実で信用を重んじ、秩序ある競争が行われるビジネス環境を整備する。

21. 新興分野に関する商標登録のニーズに一層応える。国際動向の追跡及び社会的ニーズの調査研究を強化し、新興分野に関する商品分類業務を科学的かつ合理的に遂行し、区分表外で受入れ可能な商品・役務名を定期的に更新し、人工知能、仮想現実等の分野における商標登録のニーズについて調査研究し、商品・役務分類を新技術及び新製品の発展傾向に適応させる。新興分野の商標登録出願に関する事前確認の実施を検討する。

22. 欺瞞性を有する商標に対する取締りを深化させる。欺瞞性を有する商標の審査基準を整備する。欺瞞性を有する登録商標について、職権により無効を宣告する。改

正後の商標法及びその実施条例の規定に基づき、登録商標を公衆に誤認を生じさせる方法で使用した場合に職権で取り消す旨の法規定を着実に施行する。

23. 悪意ある商標登録出願行為に対する体系的な規制を強化する。商標出願行為の主体に対する実質把握型の監督管理を推進する。商標代理機関による悪意ある代理行為に対する連携した取締りを強化する。商標審査システムの早期警告機能を整備し、悪意ある商標登録出願行為を適時に発見・処理する。悪意ある商標登録出願行為に対する体系的な取締りを継続的に深化させる。

コラム 6　悪意ある商標登録出願行為に対する体系的取締りプロジェクト

使用を目的としない商標出願と取消手続とを連携させて取り締まる方策を模索する。商標登録出願の意図承諾制度を整備する。商標登録行為が悪意によるものであることを知り、又は知り得たにもかかわらず代理を行う商標代理機関に対し、リスト方式によるモニタリング及び全工程にわたる重点監視を実施する。企業登記データを活用して悪意ある出願行為者を識別することを模索する。重大な悪影響を及ぼす商標を悪意により登録出願する行為、使用を目的とせず、通常の事業上の必要性を明らかに超えて商標登録を出願する行為、公衆に誤認を生じさせる方法で登録商標を使用する行為等に対する規制を強化する。商標権を濫用する行為及び商標審査手続を濫用する行為を取り締まる新たな方策を模索する。

四、専利及び商標審査業務に関する国際協力

24. 専利及び商標審査に関する対外交流を深化させ、グローバルガバナンスに深く参画する。世界知的所有権機関の枠組みにおける審査業務の議題に関する協議を着実に行う。人工知能分野における知識財産権のグローバルガバナンスに積極的に参画し、関連する専利・商標審査の国際規則及び基準の整備を推進する。中国・米国・欧州・日本・韓国の知的財産五庁、BRICS 諸国等の協力枠組みが、専利・商標審査の国際規則の形成において重要な役割を果たすよう推進する。「一帯一路」を共同建設する国及び地域と、審査並びに関連する情報化及び研修に関する協力・交流を行う。国際的な専利審査業務の発展動向の追跡及び研究を深く行う。関係国又は地域の商標審査規則に関する研究を強化する。

25. イノベーション主体及び事業主体による海外での専利・商標の戦略的配置水準の向上を支援する。世界知的所有権機関が管理する専利、商標、意匠等のサービス体系の整備を推進する。専利審査ハイウェイ（PPH）の協力ネットワークを引き続き拡大し、広報及び普及促進を強化する。外国の専利審査政策に関する公開研修及び情報共有を強化し、イノベーション主体による海外での専利の戦略的配置能力を強化する。

企業、代理機関、業界団体及び政府部門を対象として広報及び研修を継続的に実施し、商標・ブランドの保護意識、海外での商標の戦略的配置を先取りする意識及び必要な技能の蓄積を高める。

五、専利及び商標の審査能力の構築

（九）人材陣及び審査文化の構築の加速

26. 人材陣の構築を強化する。階層別・類型別の育成メカニズムを整備し、人材構成を最適化する。新興分野に関する審査能力を高め、審査人材の専門的資質を全面的に向上させる。人工知能技術及びその活用に関する研修体系を構築する。人材能力育成の効果に関する評価及びフィードバックのメカニズムを整備する。審査協力センターの人材体系及び人材陣構築メカニズムを整備する。商標補助審査職の資格管理制度を整備し、商標審査人材の管理を一層規範化する。

27. 審査文化の構築を強化する。卓越性を追求し、業務に精通し、廉潔と正道を尊び、イノベーションに奉仕するという審査文化の理念を確立し、意欲に満ちた前向きな審査文化を醸成する。

（十）審査を保障・支援する能力の体系的な向上

28. 審査システムのスマート化を強化する。「AI＋」審査行動を実施し、審査・検索システムの機能を継続的に整備し、マルチモーダル大規模モデル技術の審査各段階への活用を着実に推進し、専利及び商標審査業務のデジタル化・スマート化への高度化を継続的に推進する。発展と安全をともに重視することを堅持し、新質生産力の発展に寄与する方向性を明確に定め、先見的な研究を強化する。

コラム７　「AI＋」審査プロジェクト
人工知能支援審査の活用に関する研究メカニズムを構築する。人工知能技術の発展傾向を継続的に追跡し、新技術の試用、検証、活用及び反復的改善を適時に行い、専利及び商標審査分野における新技術の実用化を適切に導き、奨励する。人工知能人材の育成を強化し、審査業務の専門家と人工知能技術者との緊密な協働を促進する。

六、保障措置

統一的な指導、部門間連携及び上下連動による業務体系を強化し、各級審査機関の主体的責任を明確にし、年度業務計画を策定し、目標及び任務を統括して実行に移す。資源面の保障を強化し、定期的に評価及び交流を行う。リスク防止・管理メカニズムを構築・整備し、既存商標に対するリスク防止・管理を強化する。情報・データセキュリティの防護基盤を強固にし、安全で信頼性の高い体系及び災害復旧能力の構築を

強化する。専利及び商標政策の解説並びに法知識の普及・啓発を強化し、審査業務に対する社会一般の認知度及び信頼度を高める。

出所：2026 年 11 月 3 日付け国家知識産権局ウェブサイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/11/3/art_75_208901.html

※本資料は公表資料に基づきジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは 情報・データ・解釈などをできる限り 正確に記載するよう努力しておりますが、 本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。